

(3) 図書館内スペースの有効活用とサービスの拡大について

沼津市立図書館運営方針「図書館は、人と本との出会いの場、学習の場であるとともに、人と人との出会いの場、語らいの場であり、心が和むところでありたい。」のとおり、これまでも利用者が安全かつ快適に図書館を利用していただけよう図書館の利用環境の向上に努めている。

また、令和元年5月31日「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第9次地方分権一括法）」が成立するなど、近年、図書館に住民交流、まちづくり、にぎわいづくり、地域防災などの様々な分野の拠点としての役割が期待されている。

本市においては、本の貸出サービス、レファレンスサービスなどの図書館の基本的なサービス以外に、多くの人に図書館を活用してもらうために、今後の図書館の在り方も含め、図書館内スペースの有効活用と図書館サービスの一層の拡大について検討しているところである。

以上のことから令和2年度から、以下の取り組みをすることとしたい。

① 障害者団体によるパン等の物品の販売

図書館アンケートなどにおいて、館内の軽食の販売を望む声があることから、図書館内での障害者福祉団体によるパン等の物品販売を実施することで、図書館の利便性向上を図る。

② 館内、水分補給可能指定場所の拡大

図書館利用者の熱中症予防等を目的に館内の水分補給が可能なスペースを拡大する。具体的には、現在、館内で水分補給ができる指定場所は、各階エントランス及び4階ランチルームのみであるが、この指定場所に加え、倒れてもこぼれない容器に入った飲料に限り、2階郷土資料室を除く館内全スペースを水分補給可能指定場所とする。